

なかまの切実な声に背をむけ、生活改善に不十分な勧告に抗議する（談話）

～2019年人事院勧告にあたって～

2019年8月8日

国土交通労働組合 書記長 山崎 正人

人事院は8月7日、国会と内閣に対し、国家公務員の給与等に関する勧告と公務員人事管理に関する報告を行いました。具体的には387円（0.09%）の官民較差があるとして、高卒初任給を2,000円、大卒初任給を1,500円引き上げるとともに、30歳代半ばまでの職員が在職する号俸について引き上げるほか、一時金を0.05月分引き上げるものであり、6年連続の賃上げとなっています。これは、私たちが格差と貧困の解消にむけて全労連・国民春闘共闘委員会に結集し、大企業の社会的責任を迫り、雇用の安定とすべての労働者の賃金引き上げをめざして、2019年春闘を官民共同で旺盛にたたかってきたことの大きな到達点です。

地域別最低賃金の引き上げの目安にともなう初任給の引き上げは一定評価できるものの、この間の「給与制度の総合的見直し」や扶養手当改悪、宿舍使用料の値上げや物価上昇による生活悪化がすすむもとの、このような低額の改定ではきわめて不十分であり、くわえて中堅・高齢層を含むすべての職員の生活を改善させる政策的な賃上げには、何一つ配慮していません。

10月からは消費税率10%への引き上げが強行されようとしており、生活悪化に拍車がかかることが想定されます。要員不足によるきびしい職場状況で奮闘するなかまの声を積み上げた私たちの要求をまったく顧みない人事院の姿勢は、労働基本権制約の代償機関という責任を放棄したに等しいものであり、国土交通労組は満身の怒りをこめて抗議するものです。

本勧告では住居手当について、「公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げて生じる原資を用いて、民間における状況等を踏まえ、最高支給限度額を1,000円引き上げる」こととしました。この「見直し」は多くの職員にとって改悪であり、国家公務員宿舍の削減や宿舍使用料の引き上げなどによって、やむを得ず民間宿舍に入居せざるを得なかった職員の思いを大きく踏みにじるものです。手当額が2,000円を超える減額となる職員に対して1年の経過措置を設けるとはいえ、断固として認められません。本来であれば住居手当を官民給与比較における較差外として支給額の引き上げを行うべきであり、手当改悪を行うことは全くもって道理がありません。

公務員人事管理に関する報告で、定員外（非常勤）職員に「夏季休暇を措置する」としたことは、この間、私たちが雇用の安定や均等待遇の実現を求め、制度の抜本改善と処遇改善を粘り強くとりくんできた運動の成果であり、昨年の結婚休暇や慶弔にかかる休暇に続く大きな前進です。しかし、無給休暇の有給化や生活関連手当の支給などは「民間準拠」や「常勤職員の給与との権衡」を理由に退け、公募要件の撤廃や無期転換制度と同等の制度構築についても触れておらず、人事院の処遇改善への姿勢は不十分といわざるを得ません。

定年年齢の引き上げについては、昨年の意見の申出をふまえて実現にむけた措置の早期導入に触れているものの、現行の再任用職員に関して、職員の生活実態や思い、相応の処遇を手当てすべきとの要求に対してゼロ回答としたことは、生活や労働条件を顧みない姿勢といわざるを得ません。

また、ハラスメント対策、障がい者雇用にも言及しているものの、表面的な対策にとどまるもので、いずれも十分な内容とは到底いえません。

くわえて、能力・実績にもとづく人事管理の推進として、勤務成績の良くない職員への降任・免職等の分限処分の厳正な実施、その運用の徹底などにとりくむことに言及しています。人材育成の観点をあげてはいますが、実態はモノ言わぬ公務員をつくらうとするものにほかならず、到底認められません。

私たち国土交通労組は、引き続き、交通・運輸、建設産業の労働者、公務・公共サービスにかかわる労働者とともに、官民共同のたたかいを広げ、大きな国民世論を築くことで公務労働者の労働条件改善はもとより、すべての労働者の賃金・労働条件改善をはじめとする諸要求の実現をめざします。

そのためにも、引き続き全国のなかまをはじめ、国民や国土交通省関連のすべての労働者のみなさんに私たちの運動への結集を呼びかけます。

以上